

国別障害関連情報
ネパール連邦民主共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
ネパール連邦民主共和国
目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	7
2-3. CRPD 批准による対応状況	11
2-4. 障害関連施策の状況.....	11
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況	17
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	18
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	18
3. 障害関連団体の活動概況.....	21
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	21
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	22
4. 参考資料	23

図表目次

図 1 障害種別の障害者数割合（2011）	3
図 2 障害の原因（2016）	4
図 3 障害の年齢別割合（2011）	4
図 4 障害の性別割合（2011）	4
図 5 障害者の居住地域（2011、人数）	5
図 6 障害者の居住地域（2011、人口に占める割合）	5
表 1 ネパールの特別支援学校	13

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MOWCSW	Ministry of Women, Children, and Social Welfare	女性子ども社会福祉省
NFDN	National Federation of Disabled-Nepal	ネパール全国障害者連盟
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NPPAD	National Policy and Plan of Action on Disability	障害に関する国家政策・行動計画
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SSDP	School Sector Development Plan	学校セクター開発計画
SSRP	The School Sector Reform Plan	学校セクター改革計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	1,071.05 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	5.55 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	5.1 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	2.06 %	2016 年

人口

総人口	28,608,710 人	2019 年
男性人口比率	45.6 %	
女性人口比率	54.4 %	
都市人口比率	20 %	
農村人口比率	80 %	
出生時平均余命（全体）	70 才	2018 年
男性	69 才	
女性	72 才	

保健医療

栄養不足蔓延率	6 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	20 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	5 年	2020 年
義務教育年数	10 年	2019 年
成人識字率（全体）	68 %	2018 年
男性	79 %	
女性	60 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

就学率		
初等教育 ² (総就学率)		2019 年
全体	142 %	
男子	141 %	
女子	143 %	
中等教育 ³ (総就学率)		2019 年
全体	80 %	
男子	77 %	
女子	83 %	
高等教育 ⁴ (総就学率)		
全体	12 %	2018 年
男子	13 %	2019 年
女子	14 %	2019 年

雇用

失業率 (全体)	1.5 %	2020 年
男性	1.7 %	
女性	1.3 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

ネパール連邦民主共和国 (以下、「ネパール」) では、2017 年に制定された「障害者権利法⁵」で、障害者を「長期にわたる身体的、精神的、感覚的、機能的障害 (functional impairments)、あるいはさまざまな障壁によって他の者と対等に十分で効果的な社会参加を妨げられる者」と定めている。障害は、同法において、以下の 10 種別に分類されている。

1. 身体障害
2. 視覚障害
3. 聴覚障害
4. 盲ろう
5. 言語障害
6. 精神障害
7. 知的障害

² 6~11 歳 (1 年生~5 年生)

³ 12~14 歳 (6 年生~8 年生)

⁴ 15~18 歳 (9 年生~12 年生)

⁵ The Act Relating to Rights of Persons with Disabilities, 2074 (2017)。1982 年の「障害者保護福祉法」(Protection and Welfare of the Disabled Persons Act, 2039 (1982)) を廃止して制定された。

- 8. 血友病など血液の遺伝的要因による障害
- 9. 自閉症などの発達障害、組織障害、機能障害
- 10. 重複障害

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

ネパールでは、1980年代より、障害者に関するサンプル調査が実施されていた。しかし、性別や年齢別、障害種別に細分化されたデータは報告されず、全人口に占める障害者の割合だけが公表されていた。障害種別に集計された全国レベル調査は、2011年の国勢調査（The National Population and Housing Census, 2011）である。この調査では、機能障害を身体、視覚、聴覚、盲ろう、言語、精神、重複障害の7種別に分類して、性別、地域別、消費量別、年齢別に集計が行われた。この調査結果を活用して、2016年にはカトマンズ大学と国際連合児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」）が共同で、Disability Atlas of Nepal 2016を作成している。

2019年には、UNICEFの支援を受け中央統計局が Multiple Indicator Cluster Survey を実施した。UNICEFにより1990年代から国際的に比較可能な情報整備が進められている。2019年調査は、ネパールの国家開発計画及び持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」）のモニタリングに活用することが意図されている。障害分野の調査は、障害統計に関する国連ワシントン・グループの6つの短縮質問紙セットを基に設計され、18歳から49歳までの成人を対象に、性別、地域別に集計されている。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体）	513,321 人	全人口の 1.9 %	2011 年
男性	280,086 人	男性人口の 2.1 %	
女性	233,235 人	女性人口の 1.7 %	

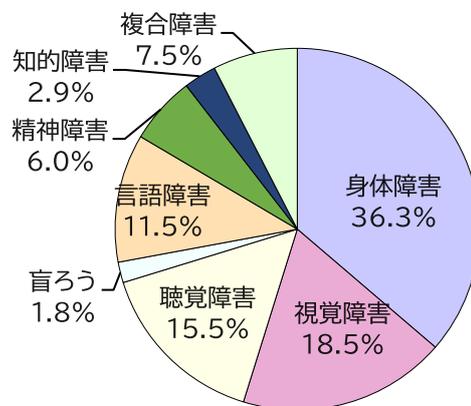


図1 障害種別の障害者数割合 (2011)

出所：Central Bureau of Statistics (2011) *The National Population and Housing Census* に基づき調査チームが作成

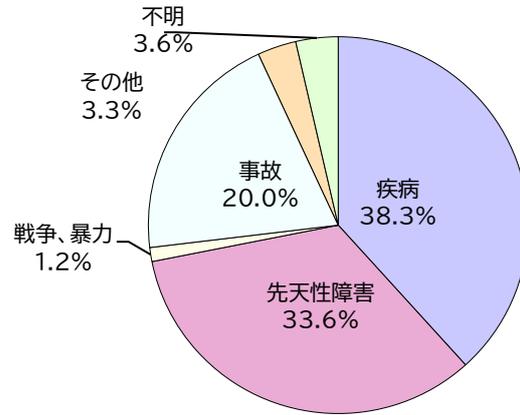


図2 障害の原因 (2016)

出所：SINTEF⁶ (2016) *Living conditions among people with disability in Nepal* に基づき調査チームが作成

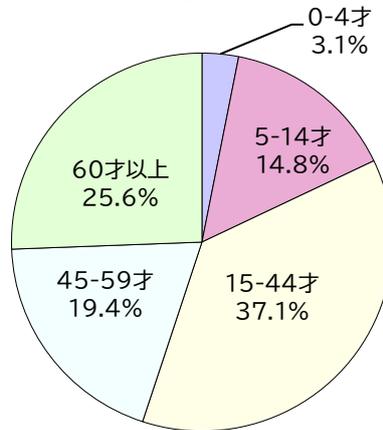


図3 障害の年齢別割合 (2011)

出所：Central Bureau of Statistics (2011) *The National Population and Housing Census* に基づき調査チームが作成

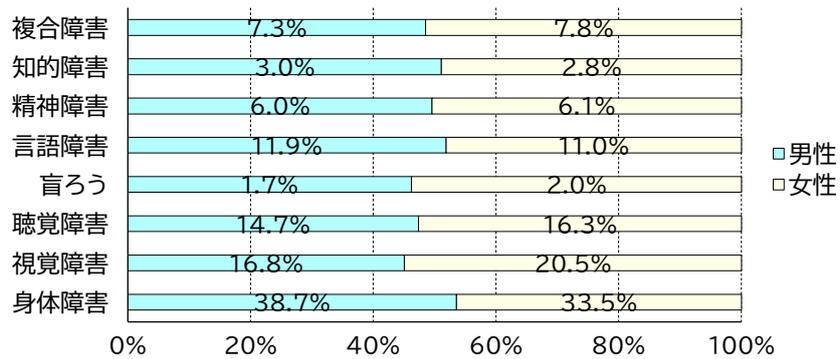


図4 障害の性別割合 (2011)

出所：ibid (2011) に基づき調査チームが作成

⁶ Stiftelsen for industriell og teknisk forskning。ノルウェーの研究機関。

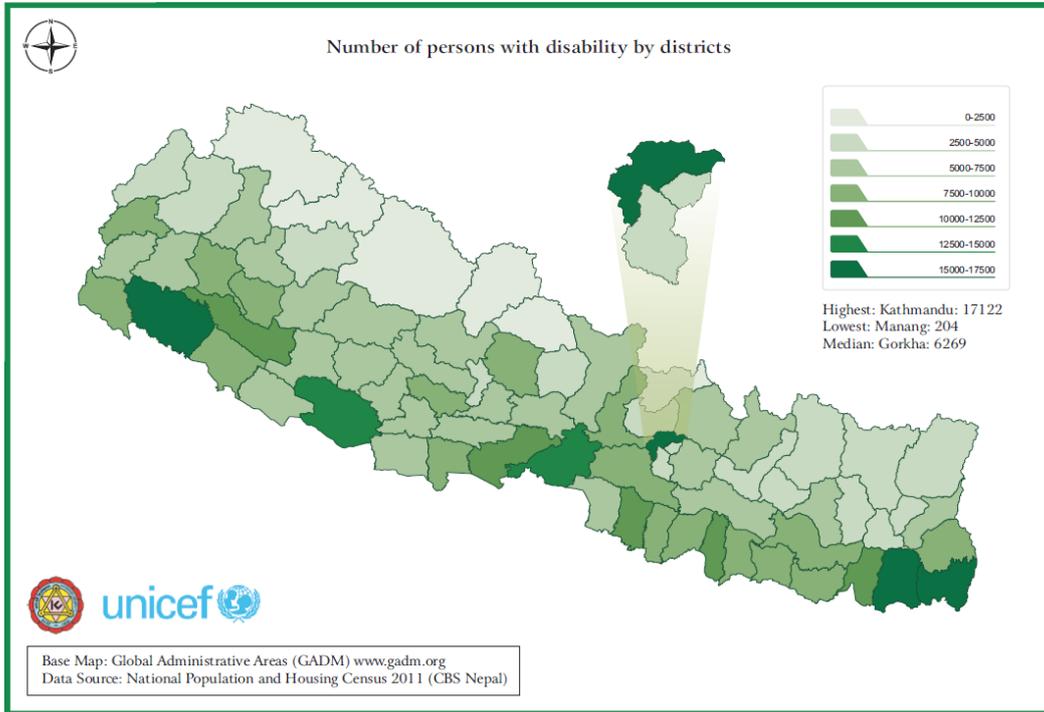


図5 障害者の居住地域（2011、人数）

出所：Disability Research Center, School of Arts, Kathmandu University (2016), *Disability Atlas of Nepal* より転載

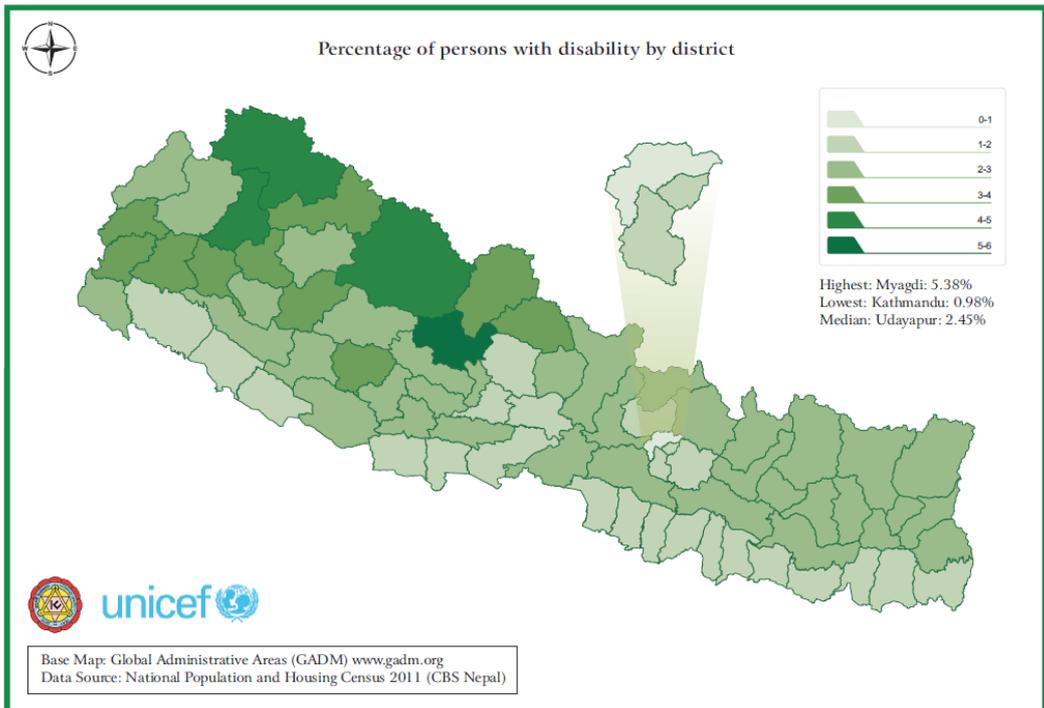


図6 障害者の居住地域（2011、人口に占める割合）

出所：ibid (2016)より転載

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

障害関連政策は、女性子ども社会福祉省 (Ministry of Women, Children and Social Welfare。以下、「MOWCSW」) がすべての政府機関及び民間機関の調整に責任を持つ代表機関である。MOWCSW の大臣を委員長とする国家障害者調整委員会 (National Disability Coordination Committee。以下、「調整委員会」) には、首相・閣僚事務所、法務省、議員会議、教育省、保健・人口省、財務省、連邦地方開発省、国家人権委員会を含む人権関連機関がメンバーとして組織され、各政府機関の局長クラス (Joint Secretary) がフォーカルポイントとして配置されている。調整委員会には、政府機関に加えて、市民社会団体、障害者団体 (Disabled People's Organization。以下、「DPO」)、障害分野の専門家が含まれている。さらに、MOWCSW は、民間の社会活動を行う非政府組織 (Non-Governmental Organization。以下、「NGO」) や非営利組織の登録認可機関でもあり、障害関連分野の当事者団体や支援団体の調整機関としての役割も持つ。

障害関連担当機関

機関名	概要
女性子ども社会福祉省 (MOWCSW) *MOWCSW が政府を代表する調整機関であり、保健省、教育省を中心とする関係機関と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害関連分野の全国の政府機関・民間機関の調整 ・ 障害者の保護・支援活動の管理 ・ 障害者の社会的支援に関する調査、政策発布と普及、啓発 ・ 障害者支援の政府年間予算案の立案を財務省と共同で調整 ・ 障害者支援に関する他省庁との調整、障害者政策の実施支援 ・ 障害者の療養所・医療リハビリテーション施設の運営管理

国内調整委員会設置状況

委員会名称	National Disability Coordination Committee
委員会メンバー	MOWCSW、首相・閣僚事務所、法務省、議員会議、教育省、保健・人口省、財務省、連邦地方開発省、国家人権委員会
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府・NGO・市民団体、DPO、障害分野の専門家による障害政策、プログラム、プロジェクトの有効性を関係機関と共同で評価 ・ 障害者法の実施を関係機関と共同でモニタリング ・ 障害に関する法令類の立法と改正について、関係機関と調整し提言 ・ 国内外の個人・政府・NGO の財政的・技術的支援を促進し、障害者を支援 ・ アジア・太平洋地域や全世界における障害関連の活動に参加

【地方政府行政】

ネパールは、2006年の和平合意後、2008年に長らく続いた王制から共和制へ移行した。これに伴い、2015年に新憲法が公布され、その後中央・地方の議会選挙が2017年までに終了した。共和制への移行に伴い、連邦制となったものの、地方政府として州の区割りの確定の遅延が1つの要因となり、新憲法制定までに約10年を要し、地方議会選挙の開始にはさらに2年の準備期間が必要であった。現在の7州は、各州において行政機構の体制づくりを行っているが、行政機能はいまだ不安定な状況にある⁷。連邦制移行前は、中央のMOWCSWの地方機関である女性子ども事務所が、地方レベルの関係機関の調整を行っていた。現在は、各地方政府の社会保障関連部局がその役割を担っている。

障害関連担当機関

機関名	概要
連邦制移行後：各地方政府の社会福祉担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者政策の実施・管理、苦情処理 ・ 障害者の登録 ・ 障害者手当の発行
連邦制移行前：MOWCSWの地方支部（女性子ども事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する社会手当の支給 ・ 障害者の状況のモニタリング、中央への報告

2-2. 障害関連法律の詳細⁸

ネパールでは、共和制移行に伴う2007年の暫定憲法において、すべての人の人権と基本的自由が保障され、憲法の条項及び国際公約に沿う形で政策が設計されていた。この精神は、2015年に制定された現行の新憲法にそのまま受け継がれている。障害の関連法は次のとおりである。

法律名	憲法 (Constitution of Nepal)
施行年	2015年 (2007年暫定憲法をもとに制定)
概要	すべての人の人権と基本的自由を保障。一連の政策は、これらの憲法の条項及び国際公約に沿う形で設計され実施される。国家の包摂的、民主的、進歩的な再構築を通じて、社会的・人種の包摂、多様性の建設的な認識、社会的正義といった基本的な目標を達成すること目的とする。

⁷ JICA (2019) 「ネパール国調査分析能力の強化を通じた地方行政研修の質向上プロジェクト業務完了報告書」、総務省統計局「ネパール中央統計局能力強化プロジェクト (2016～2021年)」関連資料 (JICA 2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト)

⁸ 政府報告を基に記載。

法律名	一般法典 (Muluki Ain)、民法
施行年	1853 年 (1963 年改正、改定を重ね 2017 年新民法制定)
概要	民法・刑法双方に関する包括的な一般法であり、カースト制度を撤廃し、禁忌事項やカースト階層の除去によりカーストに基づいた差別撤廃を試みるものであり、障害者に等しく適用される。同法の、11 回目、12 回目の改正では、女性の権利に関する国際文書に従い、特に財産、結婚、離婚、中絶に関する条項を改定した。

法律名	障害者保護福祉法 Protection and Welfare of the Disabled Persons Act, 2039 (1982)、及び障害者福祉規則
施行年	1982 年、1994 年
概要	障害者の権利を保護し促進することを目的に、障害者の権利保護及び促進に関する規則を構成。障害者が社会の中で能動的で生産的な市民となるよう、障害の予防、福祉サービスの提供、健康、教育、介護、障害者の研修の必要に焦点を当てている。

法律名	障害者権利法 (The Act Relating to Rights of Persons with Disabilities, 2074 (2017))
施行年	2017 年
概要	総合的で、人権に基づいたアプローチと完全に一致するために、1982 年の障害者保護福祉法を廃止して制定。 合理的配慮を、障害者の人権を保障するための適切な修正や改良であり、かつ過度の負担を課さないものと定めている。 また、妥当な範囲において、すべての人によって使用可能な製品、環境、プログラム、サービスの設計を「ユニバーサルデザイン」と定義している。ここには、特定のグループの障害者が用いる補助具が含まれる。

法律名	公衆衛生サービス法 (The Public Health Service Act)
施行年	2018 年
概要	憲法で保障される基礎保健、緊急医療サービスを実施するための法規制。障害者のための緊急医療サービス基金の創設を規定。住宅街の道路建設中は、障害者が安全に通行できるスペースを取るよう義務付けている。

法律名	母性保護とリプロダクティブ・ヘルス権利法 (The Right to Safe Motherhood and Reproductive Health Act)
施行年	2018 年
概要	障害者に優しいサービス提供のために、差別の禁止、保護ホームの提供、医療機関への適切な指示、医療機関への補助金の提供、無料サービスの提供、極度な貧困女性への出産費用の提供、すべての医療施設・医療従事者による良心的なサービスの提供、法に違反した場合の訴訟手続きについて規定している。

法律名	義務教育と無料化に係る法律 (The Act Relating to Compulsory and Free Education)
施行年	2018 年
概要	憲法が保障するすべての国民が教育を受ける基本的権利と基本的人権を執行するための法律。障害者や障害を伴うことに由来する極度の貧困者の教育を受ける権利と、教育を受けさせる義務を規定。家族に障害者がいる世帯の子どもへの奨学金の提供や障害者への朝食の支給を規定。

障害者政策⁹

ネパールでは 1964 年に視覚障害者の、1966 年には聴覚障害者の、1969 年には身体障害者の教育施設が開かれ、1972 年には特別教育評議会 (Special Education Council) が設立された。障害者の教育の機会が広がっていった 1970 年代には、精神障害や身体障害のある人々の権利保障が宣言され、1981 年には、障害に対する最初の調査が実施されている¹⁰。1980 年代からは、国家開発計画の中に、障害者に関連した政策が含まれ、社会的包摂、地域での社会参加やリハビリテーション、モデル学校の設立が計画され、関連法の改定の必要性が提唱された。

障害に特化した包括的な政策は、2006 年に MOWCSW によって「障害に関する国家政策・行動計画 (National Policy and Plan of Action on Disability。以下、「NPPAD」)」¹¹が策定された。NPPAD は、障害者の地域での生活を促進するために障害者の地域に根差したリハビリテーション (Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」)、社会保障、持続可能な生活によって貧困を緩和し、障害者のリハビリテーションとエンパワメントを目的としたプログラムと、障害者へ住宅用長期低利貸し付けを提供する居住プロジェクトを開始した。また、CBR に制度上の奨励措置を付与する戦略、障害者の自立生活のための CBR

⁹ 政府報告に基づいて記載。

¹⁰ MOWCSW (2006) *National Policy and Plan of Action on Disability*.

¹¹ MOWCSW (2006) *National Policy and Plan of Action on Disability 2006*」

プログラムの拡大に取り組んだ。この政策では、ホームレスの障害者へ住宅を建てるための土地を提供する取組や、相続した財産を活用することができない障害者の財産を保護するための政府による信託管理機構の設立も含まれていた。また、障害者権利法第 8 条 (4) で、差別の一形態としての合理的配慮の不提供を認めた。憲法の第 84 条 (3) では、障害者の政治参加促進のために障害者への議席割当てを義務付けた。

政策名	障害に関する国家政策・行動計画 (NPPAD)
施行年	2006 年
概要	政府による障害者に対するサービスや保護を実施するための行動計画を示すとともに、地域に根差した自立支援、リハビリテーションを奨励している。行動計画には、①障害の定義付け、②現行の障害者保護法と規則の国際条例に沿った改定、③障害のある女性・子どもへの合理的配慮の提供義務化、の 3 つのプログラムが挙げられた。分野は、啓発と啓蒙、研修と雇用、アクセス、コミュニケーション、移動、教育、スポーツ・文化、医療、リハビリテーション、支援機器、など多岐にわたる。

政策名	障害者のためのインクルーシブ教育政策 (Inclusive Education Policy for Persons with Disabilities)
施行年	2007 年
概要	障害者が他の者と平等に教育の機会にアクセスできる権利を持ち、必要に応じた支援を得ることで、適切な教育を受ける権利を保護する。

政策名	障害者管理政策、戦略、10 年計画 (The Disability Management (Prevention, Treatment and Rehabilitation) Policy, Strategy and Ten-Year Plan (2017-2026))
施行年	2017 年
概要	2017 年の障害者権利法の制定を踏まえ、障害によるどのような差別をも禁止するために保健人口省が打ち出した政策。政策実施のためのガイドライン (National Guidelines for Disability Inclusive Health Services, 2019) を、MOWCSW とネパール全国障害者連盟 (National Federation of Disabled-Nepal。以下、「NFDN」) が英国政府の支援を受けて作成。

2010 年～2013 年の 3 カ年暫定国家開発計画では、包摂的で、適切かつ豊かな人権文化に基づいた国家を構築するための長期ビジョンを設定し、その後のネパール暫定計画 (2013～2015 年) では、「障害者が尊厳をもって生活することができるよう、すべての種

別の障害者に、敬意とバリアフリーな社会においてエンパワメントする」ことを目標としている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

ネパールは、2008年1月3日に障害者権利条約、及び選択議定書に署名し、2009年12月27日にこれらを批准、2010年6月6日に発効した。障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の国連権利委員会に提出する第1回政府報告（以下、「政府報告」）は、2012年6月7日に提出された。政府報告の準備にあたっては、関係者との協議のため、分野横断的な代表者による調整委員会（前述の国家障害者調整委員会）が、MOWCSWによって組織された。委員会では、政府関係機関、国家人権委員会を含む人権関連機関との広範囲な議論がなされた。2018年4月13日に障害者権利委員会より総括所見が発出された。

ネパール政府への審査では、以下の団体から3つのパラレルレポートの提出があった。

<p>(1) 先住民／少数民族の権利擁護に取り組む3団体が合同でパラレルレポートを提出。 提出団体：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Nepal Indigenous Disabled Association (NIDA) ・ National Indigenous Disabled Women Association Nepal (NIDWAN) ・ Asia Indigenous Peoples Pact (AIPP)
<p>(2) 障害種別を超えて組織されたネパール最大の DPO 統括団体である NFDN が提出した。</p>
<p>(3) 13の障害者団体が合同で提出した。 提出団体：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Autism Care Nepal Society (ACNS) ・ Blind Women Association - Nepal (BWAN) ・ Down Syndrome Society, Nepal (DSSN) ・ Independent Living Center for PWDs (CIL Nepal) ・ National Association of the Physical Disabled - Nepal (NAPD) ・ National Association of the Deaf and Hard of Hearing (NADH) ・ National Federation of Disabled Nepal - Regional office (Makwanpur) ・ Nawalparasi Association of the Deaf (NAD) ・ Nepal Disabled Women Association (NDWA) ・ Nepal Indigenous Disabled Women Association - Nepal (NIDWAN) ・ Self-help Group for Cerebral Palsy ・ Spinal Cord Rehabilitation center- Kavre ・ Women's Group for Disability Right (WGDR)

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

ネパール憲法は健康の権利を基本的権利とし、すべての市民が国からの無償の基礎保健サービスを受ける権利を有し、誰もが救急保健サービスの機会を奪われないことを規定している。同憲法 35(2)条では、すべての人は、自身の治療についての情報を入手する

権利を有し、同様に、35(3)条で、すべての市民は保健サービスに平等にアクセスし、35(4)条で、すべての市民が清潔な飲料水と衛生にアクセスする権利を持つとする。

また、2007年の10項目政策ガイドライン、2007年以降の国の児童障害管理戦略、及びネパール保健分野プログラム実施計画2010-2015は、保健・人口省による重要な取り組みであり、これらは主に地域レベルでのリハビリテーションサービスと治療を提供し、児童期の障害を予防することを目的としている。

しかしながら、障害者は保健サービスへのアクセスが悪く、「ネパールの障害のある人々の生活条件：全国の代表例研究」によると、40%以上の回答者が、必要なときでも保健サービスを受けなかったと回答している¹²。「重度の障害」のある人々には受診料は免除されるが、臨床検査、超音波検査、外科的処置料は全額請求される。したがって、多くの障害者は、政府が宣言したような無償の医療という恩恵を受けていない¹³。さらに、政府の自由医薬品政策は有効ではなく、「無償」リストにある薬を購入しなければならない。全病院にエレベーターやスロープがあるわけではなく、インフラは、障害に優しいものではない。民間病院では無償の医療サービスは利用できない。障害の早期発見の制度、サービス、カウンセリングは利用できず、障害のある幼児や児童は早期に問題が発見されず、その状態がさらに悪化する可能性がある¹⁴。

ハビリテーションとリハビリテーションについては、障害のある人々を社会の有能で能動的で生産的な市民にすることを目的として1982年障害者保護福祉法と、1994年障害者保護・福祉規則が定められている。2017年の新法「障害者権利法」（以下、「新障害者権利法」）にも、訓練とリハビリテーションに関する規定がある。リハビリテーションには、在宅ケアと地域でのケア、そして支援サービス（補助装具、介助、個別支援、レスパイト（家族のための一時的施設預かりサービス）、リハビリテーション等）が含まれる。これらのサービスは障害者中心で行われるべきとされている。また、知的障害や自閉症、重度な身体障害のある障害者のためのリハビリセンターの入居サービスや手当も提供されている。

新障害者権利法にも、訓練とリハビリテーションに関する規定があるが、これらの規定が未実施であることがパラレルレポートで指摘されている¹⁵。具体的には遠隔地や首都ではリハビリテーションサービスが非常に不足しており、知的障害や発達障害の治療やリハビリテーションへのアクセスは容易ではないこと、治療は無償ではないこと、生活技術に関する訓練を障害のあるすべての人が利用することはできず、すべてが無償ではないこと、支援機器やその給付制度、障害にやさしい用具、機器、技術へのアクセスも十分ではないことが記載されている。

¹² www.myrepublica.com/news/5893（参照 2020-12-08）

¹³ NFDN パラレルレポート

¹⁴ Ibid.

¹⁵ NFDN から提出されたパラレルレポート（Supplementary Information to the List of Issues in Relation to the Initial Report of the Federal Democratic Republic of Nepal on the Implementation of the Convention on the Right of Persons with Disabilities）

障害者権利委員会による総括所見では、総合的な健康・リハビリテーションサービスへの利用の機会が特に地方や遠隔地域で制限されていることへの懸念が提示された。

② 教育

ネパール憲法 17 条は教育が基本的人権であることを明記し、国連が推奨する Education for All の実現に向けて、「The National Action Plan on Education for All 2001-2015」を目標としてきた。この政策は、教育分野の基本計画である、学校セクター改革計画 (The School Sector Reform Plan。以下、「SSRP」) (2009 年～2015 年)、続く学校セクター開発計画 (School Sector Development Plan。以下、「SSDP」) (2016 年～2023 年) においても継承されている。

ネパールの政府報告によると、2013 年の初等教育の就学者に占める障害児の割合は約 1.1%、中等教育における障害児の割合は約 0.9% である。ネパール政府は、障害児の就学者を増やす施策として、職業訓練の学費の免除や、奨学金の支給による学校寮や制服、教材、通学費の費用の減免を行っている。

1971 年に制定された教育法 (The Education Act) は、特別支援教育を主管する特別支援教育協議会 (Special Education Council) の設置を規定し、1996 年に特別支援教育政策 (The Special Education Policy) を策定している。この政策に基づき、教育省には特別支援教育ユニット (Special education Unit) が設置され、特別支援学校が建設されている。同ユニットが管轄する特別支援学校は、2013 年で表 3 のとおりである。

SSRP では、障害児の通常学級への就学を促進するため、具体的な数値目標を設定して、障害児が就学しやすい新たな学校建設や、奨学金の支給を行ってきた。奨学金については、就学率がより低い女子の障害児の焦点を当て、女子への奨学金の支給に割当制度を導入している。2006 年のインクルーシブ教育政策の策定に伴い、障害児に対する初等教育の無償化が規定され、障害児を受け入れる通常学級の計画が拡大しつつある。

表 1 ネパールの特別支援学校

障害種別	特別支援学校数
聴覚障害	8
視覚障害	11
知的障害	14
身体障害	1
合計	34

出所：政府報告を基に調査チームが作成

提出された 3 つすべてのパラレルレポートから教育分野への指摘がなされている。指摘内容は次のとおりである。

- ・ 2018年の義務教育と無料化に係る法律では、研修、教材、アクセシビリティを通じた教育の質の向上について言及しているが、政策は実現されておらず、障害者は質の高い教育を受けられていない。
- ・ 中等教育（10年生）までの教育は、障害のある児童の入学には、社会経済的、環境的、地理的障壁がある。
- ・ 教員は、障害のある児童・生徒を教えるために適切な研修を受けていない。学校のインフラ、教授方法、道具、技術、教科書は、障害のある児童・生徒にとって使い勝手が悪いものである。
- ・ 障害のある子どもは、地理的な問題や学校管理者の躊躇、親の意識のために学校に入学することができない。
- ・ 高等教育における情報保障がない。

これに対するネパール政府の回答は、住宅手当、機器や支援に関する補助金、通学の奨学金、動機付けの奨学金といった異なる内容の奨学金や報奨金を提供していること、2016年～2023年までのSSDPは、障害のある児童の入学率や在籍率を高め、長期的でインクルーシブな教育計画を策定するためのさまざまな対策をとっていることなどが報告された。総括所見では、SDGsの目標4.5と4(a)、及び、教育に関する一般的意見第4号に沿うよう、インクルーシブ教育モデルにおける教員の研修のための政策を採用し、遠隔地や性別に関わらずすべての障害者の通常学校へのアクセスを保障することを勧告している。

③ ジェンダーと障害

ネパール憲法20条で女性の権利とジェンダー平等が明記され、いかなる差別も受けなことが規定されている。2010年にはジェンダー平等と社会的包摂政策（The Gender Equality and Social Inclusion: GESI Policy）が策定され、さまざまなプログラムが開発パートナーと共に行われている。GESI課が連邦行政地方開発省に設置され、連邦政府のすべての政府機関と地方行政機関にGESIのフォーカルパーソンが任命されている。

ネパールは、1991年に国連女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び選択議定書を批准している。同条約の政府報告によると、教育、保健、雇用、ジェンダー公正に関連する150以上の国内法において、女性への合理的配慮が取られている。教育については、障害者の女性を対象としたGirl's Education Fundが設立され、高等学校と大学レベルの教育機会を広げている。

パラレルレポート¹⁶は特に先住民／少数民族で障害のある女性が、教育へのアクセス不足、高い貧困率、暴力の危険性、性的虐待、人身売買など、厳しい差別、屈辱、搾取

¹⁶ Women with Disability from Nepal（13団体の合同）レポートと Indigenous peoples from Nepal（先住民／少数民族の権利擁護に取り組む3団体合同）のレポート

に直面していると指摘している。性的搾取によって引き起こされる問題を避けるため、強制不妊手術の事例もあると報告されている。

審査に当たっての事前質問事項では、障害のある女性の包摂のための政策の効果と、教育、雇用及び他の公的分野での支援についての質問が出された。ネパール政府の回答では、ジェンダーに基づく暴力を排除するための 32 分野の法改正が進められており、地区調整委員会にジェンダーエンパワメントと調整ユニットを設置したこと、ジェンダーに基づく暴力緩和基金を設立し、36 郡にワン・ストップ危機管理センターと 10 郡にリハビリテーションセンターを設立したこと、すべての人に質の高い教育を保障するために SSDP を実施し、ここにインクルーシブ教育が含まれることが報告された。

総括所見では、社会的、経済的、雇用及び公的生活の分野、ならびに障害のある女性の政治状況に関する情報が全般的に不足していること、特に、意思決定プロセスにおいて障害のある女性を全般的に排除することについて懸念が表明された。また、性的暴力の発生率が高く、報告されていないケースを含め、障害のある女性と少女の集団的暴行のケースを含む女性や少女への虐待についても懸念が表明された。そして、障害のある女性及び少女を代表する組織と協議を行うこと、女性と少女に影響を及ぼすあらゆる形態の差別的慣行を撲滅すること、障害のある女性及び少女に対する性的暴力を含むあらゆる形態の暴力の発見、防止及び撲滅するための利用可能な監視及び報告の仕組みを提供するために、法整備を強化実施することが勧告された。

④ 訓練・雇用、就労支援

ネパール憲法はすべての市民に労働の権利を保障している。1982 年障害者保護・福祉法では、公共サービス部門での任命、昇進に関して、障害を理由にしたあらゆる形の差別を禁止している。新障害者権利法にも、仕事と雇用に関する差別を禁止する条項がある。1993 年公務員法第 7 節は、公開競争によって採用されるポストの 45% を別枠とし、これを女性、先住民／少数民族、マデシ¹⁷、ダリット、障害のある人々、及び後進地域の候補者のみの間での公開競争によって採用するとした。しかしこの規定では、ポストに含める障害者の最低数や割合については明確に言及されていない。

こうした法的保障にもかかわらず、障害のある人々の雇用率は低く、知的障害、発達障害、精神障害のある人の就職の難しさがパラレルレポートで指摘されている。これらの指摘に対し、ネパール政府は、公的機関や教員派遣などの公共サービスの予約を開始し、民間部門には免税の奨励措置の提供を行って、障害者を雇用するよう奨励するとした。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

¹⁷ ネパール南部の平原地帯に居住する人々を指す。

ネパール憲法は、社会保障の権利を基本的権利として謳っている。1982年障害者保護福祉法では、必要に応じて、土地のない障害のある人々に土地を提供すること、失業手当、生活手当、高齢者年金、自活して生活することができない障害のある人々のための特別手当を言及している。2008年の障害身分証明書配布指令は、障害者の身分証明書を申請して入手するための文書と手続の一覧表が含まれている。カードの発行は、地方の末端の行政組織が担当している。ネパールは地形的に山間が多く、身近な行政機関へのアクセスであっても困難が伴うことがある。

これらの法律を踏まえ、2010年に社会保障に関する作業手順、2004年に高齢者医療サービスプログラムガイドライン、2006年に社会保障プログラム運営方法が策定された。一方でパラレルレポートは、障害者の生活環境の改善が見られないという情報が支援団体から提供されていると、指摘している。また、これらの社会保障プログラムにアクセスできる障害者は限られており、受給できたとしても、生活を営む上で必要となる費用を補うには不十分であると指摘している。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

ネパール政府は、2013年に「障害者のためのアクセシブルな物理的構造及び通信サービス指令（アクセシビリティ指針）」を採択した。また、2016年国家復興規則において、障害者が利用可能な公的及び民間の居住用建物の建設について規定しており、NFDNなどがこれら指針の実施と監視を行っている。総括所見では、アクセシビリティに関する一般的意見第2号を参照し、アクセシビリティ指針を周知徹底すること、支援機器の提供などに関し公共調達などの措置をとること、及び、アクセシビリティに関する監視と実施の仕組みを強化することを勧告している。

2012年の勧告を受け、アクセシビリティに関する最低限の基準が定められたが、多くの政府庁舎はアクセシビリティ基準や指針を満たしておらず、また定期的な監視の仕組みと救済措置が欠如しているとパラレルレポートで指摘されている。さらに、点字・手話・分かりやすい言葉を公用語として認めるべきという指摘がされた。

・防災

自然災害救援法は、ネパールにおける災害管理の法的枠組みを提供している。この法律は、緊急支援や救援物資の提供に際して、障害のある人々に対する災害リスク軽減や特別配慮に関する政府の責任について言及していないという意味で不十分であることがパラレルレポートで指摘されている。災害リスク管理のための国家戦略（2009年）では、災害管理と災害前の準備計画を策定することが規定されていたが、2015年4月に発生した大地震の際に政府が準備をしていないことが経験された。障害のある人々は、この大地震やその余震の間、重大な被害を受け、かつ政府が配布した緊急支援を受けることが

困難であったことが指摘されている。

ネパール政府は、災害計画の策定を含むプログラムを実施中であり、日本政府を含む複数の開発パートナーが支援を行っている。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府¹⁸</p>	<p>【技術協力プロジェクト：障害主流を組み込んだ取り組み】 子どものためのコミュニティ主体型ノンフォーマル教育プロジェクト (2004～2009) 小学校運営改善支援プロジェクト (2008～2011) ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト (2009～2014) 小学校運営改善支援プロジェクト フェーズ2 (2013～2016) 【有償資金協力】 緊急住宅復興事業 (2015) 緊急学校復興事業 (2015) 【草の根技術協力事業】 障害当事者による震災被災障害者のエンパワメントと主流化 (2016～2019) 【日本 NGO 連携無償】 ネパールにおけるコミュニティ災害対応能力強化及び社会的弱者のための災害後心理社会的支援事業 (2018) スワコット郡, ラスワ郡の被災小学校における防災能力強化事業 (2017～2018) ドティ郡学校・コミュニティ防災事業 (2017～2018)</p>
<p>他ドナー</p>	<p>【UNICEF】 ・ Disability Atlas of Nepal 2016 ・ Institutional Support to Enhance Research and Training Capacity on Disability (2018) 【ADB】 ・ Gender Equality and Social Inclusion Diagnostic of selected sectors in Nepal (2020) 【UKaid】 ・ Education of children with disabilities in Nepal (2019) ・ National Guidelines for Disability Inclusive Health Service, Nepal Health Sector Support Programme III (NHSSP-III) (2019) ・ Inclusive Education Report: Realities Facing Hard of Hearing Learners in Nepal (2020) ・ A disability – inclusive COVID-19 response and recovery (2020)</p>

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況

NFDN は、傘下に約 300 の関連団体を有する、ネパール最大の団体である。全国にも支社を持ち、各支部では、地域に根差した障害者支援が行われている。国際 NGO からの支援も多く、ネパールの NGO と連携した中長期にわたる協力が政府による脆弱な公共

¹⁸ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

サービスを補完する重要な社会のあり方となっている。

また、Community Based Rehabilitation Bhaktapur¹⁹は、バプタプール²⁰を拠点とする障害児を主な対象とする1985年に設立した地域組織であり、地域に根差した総合的なリハビリテーションプログラムをネパールで最初に実施した組織である。当初は UNICEF や Save the Children、Handicap International（現 Humanity & Inclusion）等の支援を受けていたが、2010年に全ての活動を関連自治体に引き渡した。現在は MOWCSW と地方政府との共同で活動を実施している。同組織は、地域の資源を動員して、障害の予防、身体機能能力の向上、特別支援教育、社会参加、職業訓練を地域が包括的に提供することを支援している。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

ネパールは、2010年にマラケシュ条約に署名したが、2020年12月時点で未批准である。ネパールは憲法において視覚障害者を含む障害者の基本的人権を保障してはいるが、その権利は十分に認知されておらず、情報保護や公開に関する適切な手段や技術も不足している²¹。このため、視覚障害のある就学年齢児童のうち十分な教育を受けられるのは10%と報告されている²²。さらに、ネパールの著作権法では、二次的著作物を作成することの例外措置は認められていない。他方、後述するネパール視覚障害者協会は、同協会が開発したネパール語の点字ソフトを無償で提供している。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ネパールにおいては、2021年2月7日時点で、新型コロナウイルス感染症の感染者数が271,806人、死亡者が2,035人と報告されている。新規感染者は、1日平均136人で、ピークだった2020年10月中旬の4%になっている²³。2021年2月の時点でカトマンズを含む都市部でのロックダウンや都市間移動の制限は解除されている。

以下の情報は、国際障害同盟を含む障害者関連機関7機関によるコロナ感染拡大の中での障害者権利に関する報告書²⁴や、ネパールのDPOや障害者関連機関²⁵に対するアンケート調査の回答、報道機関やドナー機関等からの情報²⁶によるものである。

¹⁹ <https://cbrbhaktapur.wordpress.com/about/>（参照 2020-12-15）

²⁰ カトマンズに隣接する都市。

²¹ UNDP (2015) Our right to knowledge, Legal reviews for the ratification of the Marrakesh Treaty for persons with print disabilities in Asia and the Pacific.

²² 同上..

²³ <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/>（参照 2021-02-06）

²⁴ Disability rights during the pandemic- A global report on findings of the CPVID 19 Disability Rights Monitor

²⁵ Myanmar Deaf Community Development Association、Myanmar Independent Living Initiative - MILI

²⁶ World Bank (2020) *Social Protection and Jobs Response to COVID-19: A Real-Time Review of Country Measures*, UNDP (2020) *Rapid Assessment of the Social and Economic Impacts of COVID-19 on the vulnerable groups in Nepal*, <https://www.np.undp.org/content/nepal/en/home/presscenter/articles/2020/Three-in-Five-employees-lost-their-jobs-due-to->

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

障害者を含む困窮者に対する食料支援プログラムが実施されているほか、既存の条件付き現金給付プログラムによる支援が検討されている²⁷。さらに、障害者を含む国民全体を対象とした、電気料金やインターネットへの接続を含む通信料金の割引や公共料金の支払延期措置、特に影響の大きい産業からの融資返済の繰り延べや税金の支払い期限の延期措置が取られている。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

コロナ感染拡大の緊急支援として、世銀や UNICEF 等の国際機関、World Vision 等の国際 NGO から緊急支援を受けている。しかしながら、適切な情報が届かない、移動が制限されるなどのため、保健サービスを受けられない状況が発生している可能性がある。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

コロナ感染の流行により、ネパールの学校は休校となり、初等教育においてもオンライン授業が行われている。感染拡大が収まりを見せず、未だに学校は再開されていない。ネパールの一部地域では電力供給は十分ではなく、コンピューターやタブレットを使ってインターネットを利用できる環境は限られている。在宅において、障害者や経済的弱者が十分な教育を受けられていない可能性がある。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

女性の障害者が食料不足に直面しているという報告がある。移動が制限され、自分の村に入れず、家やシェルターに入れない、医療施設にアクセスできない状況が報告されている。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

自宅待機、ロックダウンが長期化し、障害者を含む日雇い労働者や季節労働者、非正規雇用者の収入手段が著しく減少しているとの報告がある²⁸。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

保健・人口省は、コロナ感染拡大以前より、感染症を含む保健情報を障害者に適切に

COVID19-in-Nepal.html, <https://www.sheffield.ac.uk/ihuman/covid-19-blog/disability-and-covid-19-global-impacts/covid-19-pandemic-and-its-impact-persons-disabilities-nepal> (参照 2021-02-06)

²⁷ World Bank (2020) Social Protection and Jobs Response to COVID-19: A Real -Time Review of Country Measures

²⁸ UNDP (2020) *Rapid Assessment of the Social and Economic Impacts of COVID-19 on the vulnerable groups in Nepal*, <https://www.np.undp.org/content/nepal/en/home/presscenter/articles/2020/Three-in-Five-employees-lost-their-jobs-due-to-COVID19-in-Nepal.html> (参照 2021-02-06)

届けることが課題であると認識し、障害者への適切な保健情報の提供を含む 10 か年計画（2019～2030）を策定していた²⁹。本調査では、実態に関する情報は捕捉できていないが、この計画は、2019 年から開始されたばかりであり、政府からの十分な情報が適切なタイミングで届けてられていない可能性はある。

他方、NFDN は、2020 年 6 月に、障害者と全ての関係者・関係機関を対象とした新型コロナウイルスの感染拡大対応ガイドライン³⁰を作成し、新型コロナウイルスの情報を発信するとともに、障害者が対策から取り残されることがないように政府を含む全ての関係者が取り組むべき事項を明示した。NFDN はこのガイドラインをホームページに掲載し、新型コロナウイルスの感染状況や政府の対応、ドナーや関連団体の支援の情報を発信し続けている³¹。

²⁹ Ministry of Health and Population, Department of Health Services, Epidemiology and Disease Control Division (2019) *National Guidelines for Disability Inclusive Health Service*

³⁰ <https://nfdn.org.np/wp-content/uploads/2020/05/NFDN-General-Guideliens-on-disability-inclusive-COVID-19-response-English.pdf>（参照 2021-02-06）

³¹ <https://nfdn.org.np/category/covid-19-response/>（参照 2021-02-06）

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
<p>ネパール全国障害者連盟 National Federation of the Disabled Nepal (NFDN) https://nfdn.org.np/</p>	<p>パラレルレポート提出機関の1つ。1993年設立。DPIに加盟する、ネパール最大の障害者組織の連合体であり、障害者に対する差別や人権に関する啓もう活動、政府への提言を行っている。国際的な障害者団体に加入。ネパール内に多数の支社を置き、全75県にメンバーがいる。傘下には、障害種別横断で幅広い障害団体を約300持つ。</p>
<p>ネパール聴覚障害者協会 National Federation of the Deaf Nepal (NDFN) https://deafnepal.org.np/</p>	<p>1996年に設立した聴覚障害者組織の連合体。全県に支部を持つ。ネパールで最初の手話（Nepal Sign Language: NSL）を始め、コミュニケーションや教育、健康、職業訓練等、幅広い活動を行う。手話通訳を実施している。2015年の大地震後は、自然災害対策の重要性を認識し、自然災害時の安全性に関する啓発を始めている。団体のホームページには、ネパールにおける聴覚障害者支援の歴史がまとめられている。</p>
<p>ネパール視覚障害者協会 National Association of the Blind (NAB) http://nabnepal.org/public/</p>	<p>1993年に設立した視覚障害者組織の連合体。World Blind Unionに加盟。ネパール全7州、54県に支部を持つ。ネパール政府の財政支援プログラムでは、視覚障害者のためのICT研修を実施し、雇用の機会に繋げている。ホームページには、NABが開発したネパール語の点字ソフトやスキャナーソフトがありダウンロードが可能である。</p>
<p>Nepal Disabled Women Association (NDWA) https://ndwa.org.np/</p>	<p>パラレルレポート共同提出機関の1つ、女性13の内、活発に活動。1997年に設立し、女性の障害者の権利擁護を主な活動とする。全国に約20カ所の支部を持つ。政府の支援によるリハビリテーションセンターを長年渡り運営している。</p>
<p>Nepal Indigenous Disabled Association (NIDA) http://www.nidanepal.org.np/#</p>	<p>パラレルレポート共同提出機関の1つ。Indigenous Persons with Disabilities Global Network (IPWDGN)に加盟。2009年に障害がある先住民族によって設立。ネパールの先住民族連盟と連携して活動をしている。</p>

<p>National Association of the Deaf and Hard of Hearing (NADH) (Federation) https://nadhnepal.weebly.com/about-us.html</p>	<p>パラレルレポートを共同で提出した機関の1つ。 1996年に設立した聴覚障害者の組織。手話や教育、職業訓練等の研修を実施している。</p>
--	--

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
<p>Nepal Disabled Association Khagendra New Live Centre, Jorpati http://nda-nepal.org.np/</p>	<p>1969年に設立した身体障害を対象の中心とする組織。全国に6カ所のリハビリセンターを持ち、地域に根差した身体障害者のリハビリテーションを主な活動とする。所得向上のための職業訓練も実施している。</p>
<p>Federations of Parents with Intellectually Disabled http://www.pfpid.org.np/</p>	<p>Nepal Disabled Association に関連する精神障害の子どもを持つ親によって設立。2011年には同様な小グループを統合し、全国46県に支部を持つ。</p>
<p>Humanity & Inclusion in Nepal https://www.hi-us.org/nepal</p>	<p>2000年からネパールにおいてマルチドナーによる障害者支援プログラムを実施。UKaid や USAID と連携したプロジェクトも実施。リハビリテーションセンターの能力強化や教育へのアクセス、地域に根差した災害リスクを中心に活動 コロナ感染対策では、オンラインによるリハビリテーション研修を実施している。</p>

4. 参考資料

- ADB (2020) *Gender Equality and Social Inclusion Diagnostic of Selected Sectors in Nepal*, <https://www.adb.org/sites/default/files/publication/646661/nepal-gender-equality-social-inclusion-diagnostic.pdf> (参照 2021-02-06)
- Central Bureau of Statistics and UNICEF (2019) *Multiple Indicator Cluster Survey*, https://www.unicef.org/nepal/media/9076/file/NMICS_2019_-_Key_findings.pdf (参照 2021-02-06)
- Central Bureau of Statistics (2011) *The National Population and Housing Census*, <https://unstats.un.org/unsd/demographic/sources/census/wphc/Nepal/Nepal-Census-2011-Vol1.pdf> (参照 2021-02-06)
- Disability Research Center, School of Arts, Kathmandu University (2016), *Disability Atlas of Nepal*, <https://kuso.edu.np/wp-content/uploads/2018/12/atlas.pdf> (参照 2021-02-06)
- Disability Rights International, International Disability Alliance, Empowerment Independence Options Rights, Center for Human Rights of University of Pretoria, VALIDITY, Disability Rights Fund, and International Disability and Development Consortium (2020) *Disability rights during the pandemic- A global report on findings of the CPVID 19 Disability Rights Monitor*, https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/disability_rights_during_the_pandemic_report_web_pdf_1.pdf (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (2015) *Convention on the Rights of Persons with Disabilities initial State Party's Report*, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=NPL&Lang=EN (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (2017) *The Disability Management (Prevention, Treatment and Rehabilitation) Policy, Strategy and Ten-Year Plan (2017-2026)*, <http://www.edcd.gov.np/resources/download/policy-strategy-and-10-years-action-plan-on-disability-management> (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (2020) *National Review of SDGs*, https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/26541VNR_2020_Nepal_Report.pdf (参照 2021-02-06)
- International Federation of Hard of Hearing People (2020) *Inclusive Education Report: Realities Facing Hard of Hearing Learners in Nepal and Uganda (supported by Ministry for Foreign Affairs of Finland, International Disability Alliance, and UKaid)*
- Ministry of Health and Population, Department of Health Services, Epidemiology and Disease Control Division (2019) *National Guidelines for Disability Inclusive Health Service, 2019 (Nepal Health Sector Programme III (NHSSP-III))*, https://www.nhssp.org.np/Resources/GESI/National_Guidelines_Disability_Inclusive_Health_Se

- rvices2019.pdf (参照 2021-02-06)
- Ministry of Women, Children, Social Welfare (2006) *National Policy and Plan of Action on Disability*, <https://rcrdnepa.files.wordpress.com/2008/05/national-policy-and-plan-of-action2006-eng.pdf> (参照 2021-02-06)
- NFDN (2020) *General Guidelines for Persons with Disabilities and All Stakeholders on Disability Inclusive Response Against COVID-19 Pandemic (Unofficial translation by NUDP Nepal)*, <https://nfdn.org.np/general-guidelines-for-persons-with-disabilities-and-all-stakeholders-on-disability-inclusive-response-against-covid-19-pandemic-in-english-version/> (参照 2021-02-06)
- SINTEF (2016) *Living conditions among people with disability in Nepal*, https://www.researchgate.net/publication/301770844_Living_conditions_among_people_ith_disabilities_in_Nepal (参照 2021-02-06)
- UNICEF (2018) *Nepal's cash allowances for children with disabilities*, <https://www.unicef.org/nepal/reports/nepals-cash-allowances-children-disabilities> (参照 2021-02-06)
- United Nations (2018) *Concluding observations on the initial report of Nepal*, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=NPL&Lang=EN (参照 2021-02-06)
- UNDP (2015) *Our right to knowledge, Legal reviews for the ratification of the Marrakesh Treaty for persons with print disabilities in Asia and the Pacific*, https://www.asia-pacific.undp.org/content/rbap/en/home/library/democratic_governance/hiv_aids/our-right-to-knowledge--legal-reviews-for-the-ratification-of-th.html (参照 2021-02-06)
- UNDP (2020) *Rapid Assessment of the Social and Economic Impacts of COVID-19 on the vulnerable groups in Nepal*, <https://www.np.undp.org/content/nepal/en/home/library/rapid-assessment-of-socio-economic-impact.html> (参照 2021-02-06)
- WHO (2013) *Compilation of community-based rehabilitation practices in the WHO South-East Asia Region*, <https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/204891/B4950.pdf?sequence=1&isAllowed=y> (参照 2021-02-06)
- World Bank (2020) *Social Protection and Jobs Response to COVID-19: A Real -Time Review of Country Measures*, <http://documents1.worldbank.org/curated/en/590531592231143435/pdf/Social-Protection-and-Jobs-Responses-to-COVID-19-A-Real-Time-Review-of-Country-Measures-June-12-2020.pdf> (参照 2021-02-06)
- JICA (2019) 『ネパール国調査分析能力の強化を通じた地方行政研修の質向上プロジェクト業務完了報告書』 <https://libopac.jica.go.jp/images/report/12326666.pdf> (参照 2021-02-06)

<ウェブ情報>

- Government of Nepal (2015) *Nepal's Constitution of 2015*,
https://www.constituteproject.org/constitution/Nepal_2015.pdf (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (2019) *The Muluki Ain (General Code)*,
<http://www.lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2018/10/muluki-ain-general-code-2020.pdf> (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (2017) *The Act Relating to Rights of Persons with Disabilities, 2074*,
<http://www.lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2019/07/The-Act-Relating-to-Rights-of-Persons-with-Disabilities-2074-2017.pdf> (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (2018) *The Public Health Service Act*,
 (<http://www.lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2019/07/The-Public-Health-Service-Act-2075-2018.pdf>) (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (2018) *The Right to Employment Act, 2018*
<http://www.lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2019/07/The-Right-to-Employment-Act-2075-2018.pdf> (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (1996) *Special Education Policy, 2053 (1996)*,
<http://www.lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2018/09/special-education-policy-2053-1996.pdf> (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (2018) *The Act Relating to Compulsory and Free Education*,
<http://www.lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2019/07/The-Act-Relating-to-Compulsory-and-Free-Education-2075-2018.pdf> (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (2018) *The Right to Safe Motherhood and Reproductive Health Act, 2018*,
<https://reproductiverights.org/sites/default/files/2020-01/Safe%20Motherhood%20and%20Reproductive%20Health%20Rights%20Act%20in%20English.pdf> (参照 2021-02-06)
- Government of Nepal (2018) *The Act Relating to Compulsory and Free Education*,
<http://www.lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2019/07/The-Act-Relating-to-Compulsory-and-Free-Education-2075-2018.pdf> (参照 2021-02-06)
- 総務省統計局『ネパール中央統計局能力強化プロジェクト(2016～2021年)』関連資料(JICA 2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト)
<https://www.stat.go.jp/info/meetings/nepal/nepal.html> (参照 2021-02-06)
- 内閣府(2013-2019)『障害者白書』<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2020-12-12)
- JICA(2017)『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
 (参照 2020-12-12)